

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	信州の木活用課	整理番号	2-16
許認可等の種類	生産森林組合の定款変更の認可			
根拠法令条例等・条項	森林組合法第100条第2項において準用する法第61条第2項			
許認可等の概要	生産森林組合の定款変更の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>森林組合法第79条 行政庁は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、設立の認可をしなければならない。 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>「森林組合法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日6-8林野庁林政部森林組合課長通知)」 第1の1 (14)法第100条第2項において準用する法第61条第2項の規定による生産森林組合の定款変更の認可に係る審査基準は(15)に準ずる。</p> <p>(15)法第100条第3項において準用する法第79条の規定による生産森林組合の設立の認可に係る審査基準は、(11)に準ずる。なお、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」(昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知)に準拠しているかどうかを考慮するものとする。 (11)法第79条の規定による森林組合の設立の認可に係る審査基準は、同条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。また、定款の審査に当たっては、当該森林組合の定款が「森林組合法規範定款例」(昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知)に準拠しているかどうかを考慮するものとする。</p>			
基準の制定根拠	森林組合法第79条 林野庁森林組合課長通知(平成6年9月29日6-8)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (法令の規定において処理期間が定められているため) 2月			
期間の制定根拠	森林組合法第80条を準用する。			